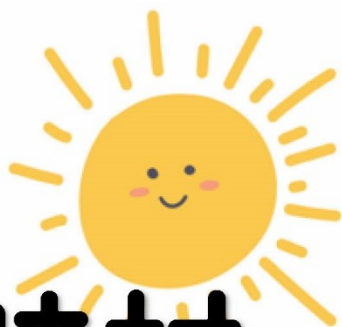


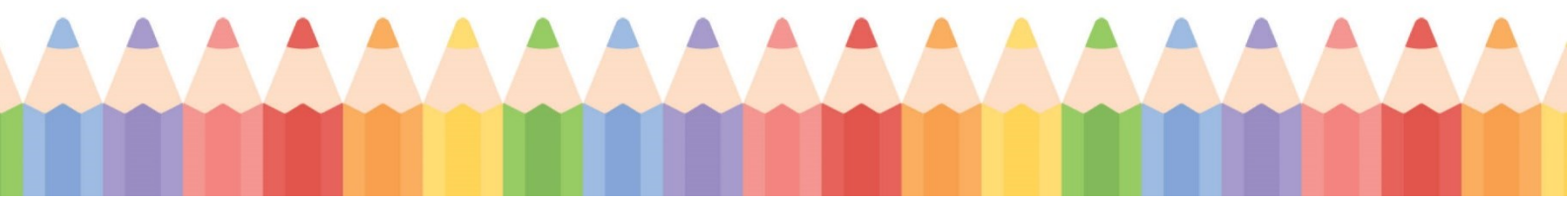
概要版



第3期大宜味村 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
大宜味村



1. 計画の背景と趣旨

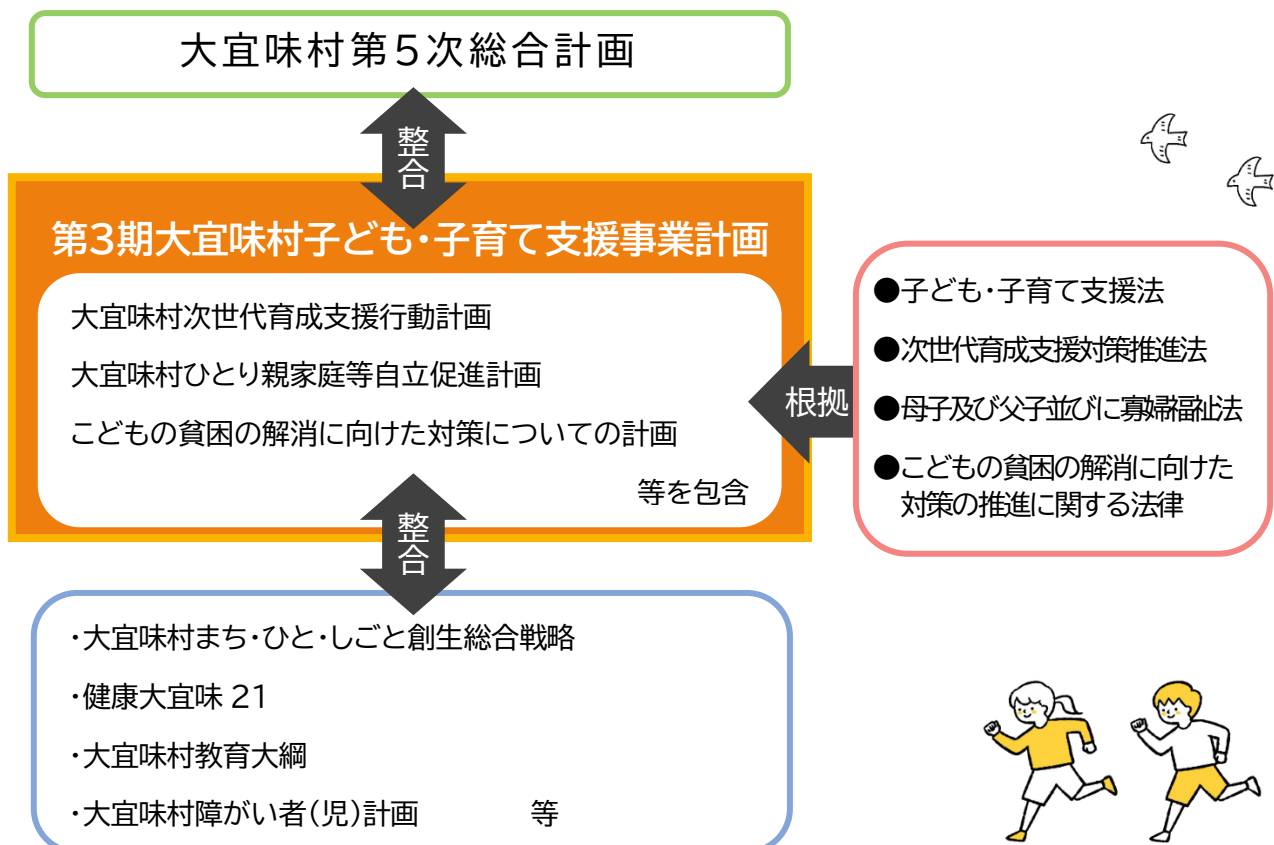
わが国では少子化の進行や子育て世帯の就労形態の多様化、地域社会とのつながりの希薄化などにより、こどもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。国においては、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」を創設し、教育・保育の充実・向上を図るとともに、令和5年度にこども達への支援策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「こども家庭庁」を発足し、少子化対策や子育て支援の充実に取り組んでいます。

大宜味村においても、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するため、子ども・子育て支援法に基づき「大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定してきました。

このたび、第2期計画の期間満了に伴い、これまでの大宜味村における保育・教育支援の取り組み状況を検証するとともに、昨今の社会情勢なども踏まえた上で、新たに「第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、大宜味村の子ども・子育て施策に関する総合的な計画として位置づけられます。
- 本計画には、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」や、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた市町村計画」を包含しています。
- 村の最上位計画である「大宜味村第5次総合計画」をはじめ、福祉や教育等の諸関連計画とも整合・連携を図ります。



3. 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの**五か年**とします。
※国・県の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要に応じて見直しを行います。

R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第2期 計画	第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画 期間				
次期策定					次期策定

4. 計画の対象

- 計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までのすべての子どもと、その家庭とします。
- 地域で子育てを支える全ての個人・団体や事業者、関係機関等についても本計画で推進・支援する対象とします。

5. 基本理念



未来を担う子どもを育てるむら 大宜味



令和2年度に策定された「第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」では、当時の総合計画や前期計画の方針も継承しつつ、社会の希望である子ども達を村全体で支えていくことを念頭に、「次代へ ともにきらきら いきいき 笑顔の 大宜味村」という基本理念を掲げていました。すべての子ども達がむらの未来をつくる宝であり、彼らの健やかな成長を支援していくことは引き続き重要な取り組みとなります。

こうした中、国では子ども施策の展開において、すべての子ども達（若者も含め）が権利の主体として自身の意見を表明する機会と多様な社会的活動へ参画する機会が与えられることを推進しており、本村においても子どもワークショップやアンケート等を通して子ども達の意見聴取に取り組みました。そこで発信された様々な意見を踏まえつつ、将来の大宜味村を担う子ども達が自立した個人としてひとしく健やかに成長しながら幸せに暮らす（ウェルビーイング）ことのできる社会の構築を目指すことを掲げ、上記の基本理念を提示します。

施策の展開



基本目標1 安心して生み育てられる支援の充実

母子に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない保健医療体制や子育て支援体制の充実を図り、地域において安心してこどもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

基本施策	主な取り組み
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築	● 妊産婦健康診査 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ● 産後ケア事業 ● 妊婦等包括相談支援事業 等
(2) 小児医療体制の充実	● 乳幼児一般健康診査事業 ● こども医療費助成事業 等
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	● 子育て世帯訪問支援事業 ● 地域子育て拠点「子育て支援センター」の充実 等

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実



人格形成の基礎が培われる乳幼児期において、質の高い教育・保育サービスの充実を図り、こどもの健やかな発達を促すとともに、多様な保育支援を通じて保護者の子育て負担の軽減につながる取り組みを推進します。

基本施策	主な取り組み
(1) 質の高い幼児教育・保育の提供	● 乳幼児期における教育・保育の提供体制の確保 ● 保育教諭の人材確保と育成向上の取り組み 等
(2) 多様な保育サービスの充実	● 延長保育事業 ● こども園等における一時預かり事業 ● 教育・保育に関する利用者負担額の無償化 等

基本目標3 学童期のこども達の教育・育成支援の充実



学校における「知・徳・体」のバランスのとれた学びや、個々の個性や想像力を育む学びを通じて、学童期のこどもの健やかな成長を促す取り組みを進めます。

基本施策	主な取り組み
(1) 生きる力を育む学校教育の充実	● きめ細やかな学習指導の充実 ● 道徳教育の充実 ● 地域との連携による教育活動の推進 等
(2) 放課後児童の居場所づくり	● 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業） ● 放課後子ども教室事業
(3) こどもの個性と想像力を育む機会の充実	● わんぱく体験団講座事業 ● 思春期保健対策事業 等

基本目標4 配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実



全てのこどもの最善の利益が保障されるよう、虐待や貧困など困難な状況に置かれたこどもや特別なサポートを必要とする保護者への支援に取り組みます。

基本施策	主な取り組み
(1)障がい等の配慮を必要とするこどもへの支援充実	●「障がい者基本計画」と連携した障がい児対応
(2)こどもの権利擁護や児童虐待防止対策の強化	●こどもの権利の意識醸成を踏まえた出前授業等の推進 ●要保護児童対策協議会の円滑な運営 等
(3)こどもの貧困対策	●沖縄子供の貧困緊急対策事業の推進 ●就学援助事業 ●無料学習塾の周知案内 等

基本目標5 ひとり親家庭の子育て支援と保護者の自立促進



ひとり親家庭が地域から孤立することなく、こどもの健やかな成長が果たされるよう子育て支援に取り組むとともに、安定した生活維持に向け、保護者の自立促進や経済的支援を推進します。

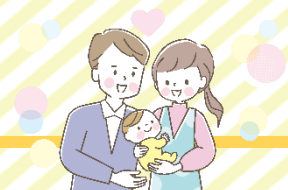
基本施策	主な取り組み
(1)子育て・生活支援	●ひとり親家庭日常生活支援事業によるヘルパー派遣の情報提供 ●村営住宅への優先入居 等
(2)就業支援	●ひとり親家庭等への自立支援教育訓練給付金の情報提供 ●高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進資金貸付事業の情報提供
(3)養育費確保の支援	●法律・行政合同相談窓口への案内
(4)経済的支援	●母子及び父子家庭等医療費助成制度 ●母子・父子・寡婦貸付事業 等

基本目標6 社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりの推進



地域において安全・安心に子育てに取り組むことのできる生活環境の構築を進めるとともに、地域住民や団体、事業者等と連携した子育ての環境づくりを推進します。

基本施策	主な取り組み
(1)子育てしやすい環境づくりの推進	●公共施設等のバリアフリー化の促進 ●村営住宅における多子世帯等の入居促進 等
(2)こどもの安全を守る地域づくりの推進	●交通安全活動の推進 ●パトロール活動の実施 ●犯罪などに関する情報提供事業 等
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	●多様な働き方を目指した意識改革のための啓発・情報提供 ●家庭における男女共同参画の推進 等



子ども・子育て支援法に基づき、令和6年に実施したニーズ調査や過年度の状況を踏まえ、計画期間における認定区分ごとの「量の見込み」および「確保の内容」や、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」および「確保の内容」を定めています。

●認定区分とは…

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3～5歳で教育を必要とする児童	なし	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3～5歳で保育を必要とする児童	あり	認定こども園 保育所
3号認定	満0～2歳で保育を必要とする児童	あり	認定こども園 保育所

<教育・保育の量の見込みと確保の内容>

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
1号認定 (3～5歳)	量の見込み①	4	3	2	2	2
	確保方策②	7	7	7	7	7
	差し引き②－①	3	4	5	5	5
2号認定 (3～5歳)	量の見込み①	54	50	37	35	37
	確保方策②	67	67	67	67	67
	差し引き②－①	13	17	30	32	30
3号認定 (0歳)	量の見込み①	5	5	5	4	4
	確保方策②	11	11	11	11	11
	差し引き②－①	6	6	6	7	7
3号認定 (1, 2歳)	量の見込み①	22	24	26	26	24
	確保方策②	35	35	35	35	35
	差し引き②－①	13	11	9	9	11

<地域子ども・子育て支援事業の確保の内容>

事業名・事業の概要		確保の内容等		
		R7	R9	R11
① 利用者支援事業 子育て中の親子等の身近な場所で、教育・保育など子育て支援の情報を提供したり、相談支援を行います。		未実施	1 か所 こども家庭センター型の実施方向性を検討	
② 地域子育て支援拠点事業 乳幼児や保護者が気軽に集って相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。		1 か所 42 人回	1 か所 46 人回	1 か所 42 人回
③ 妊婦健康診査 妊婦の健康保持・増進を図るため、全妊婦に対し適時に必要に応じた医学的検査を行います。		182 人回	182 人回	182 人回
④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		14 人	13 人	12 人
⑤ 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。		0 人 令和6年度の制度改正に伴い事業内容が改められたことから、村内の需要に応じて実施検討を図ります。		
⑥ 子育て短期支援事業 家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。		0 人日	0 人日	0 人日
⑦ ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。		16 人日	16 人日	16 人日
⑧ 一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、認定こども園等において必要な保護を行います。	一般型等 (非在園児)	206 人日	206 人日	206 人日
	幼稚園型 (園在園児)	210 人日	210 人日	210 人日
⑨ 延長保育事業 保育認定を受けたこども(3号)に対し、通常の利用日以外や利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。		7 人	7 人	7 人
⑩ 病児保育事業 児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施します。		0 人日	0 人日	0 人日

事業名・事業の概要		確保の内容等		
		R7	R9	R11
⑪ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童余剰教室等を利用して健全な育成を図ります。		40 人	40 人	40 人
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に支払うべき物品費用または行事参加費用等を助成します。		対象者からのニーズに応じて実施		
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する支援を実施します。		対象者からのニーズに応じて実施		
⑭ 子育て世帯訪問支援事業 家事・子育て等に不安や負担を抱えた世帯に対し、支援員(子育てOBやヘルパー等)が居宅を訪問し、子育てに関する相談支援を行うとともに、家事・育児援助を実施し、適切な養育環境の維持や改善を支援します。		66 人日	66 人日	66 人日
⑮ 児童育成支援拠点事業 不適切な養育状態にある児童に対し、居場所を提供し、生活習慣形成や支援などを通して健全な育成を支援します。		0 人日	0 人日	0 人日
⑯ 親子関係形成支援事業 こどもとの関わり方等に悩みや不安を抱えている保護者に対し、ペアレント・トレーニングや保護者同士の交流を促進し、親子の適切な関係性構築を図ります。		0 人日	0 人日	0 人日
⑰ 妊婦等包括相談支援事業 妊婦の心身の状況やその置かれている環境の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や援助等を行います。		48 回	48 回	48 回
⑱ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 保育所等に通っていない満3歳未満のこどもに対し、月一定時間まで柔軟な通園受け入れを実施します。	0 歳	0 人日	5 人日	5 人日
	1 歳	0 人日	5 人日	5 人日
	2 歳	0 人日	5 人日	5 人日
⑲ 産後ケア事業 退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。		21 人日	21 人日	21 人日

第3期大宜味村子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7(2025)年3月

発行：大宜味村 住民福祉課
 〒905-1392 沖縄県大宜味村字大兼久 157
 TEL:(0980)44-3001

